

県税を納める場所

●県税は次の場所で納めることができます。

区 分	取 り 扱 う 場 所

●自動車税は、次のコンビニエンスストアで納めることができます。
 ※コンビニエンスストアでお取り扱いできるのは、バーコードのついた納税通知書に限りです。

--	--

●自動車税は、ご自宅のパソコン、携帯電話からクレジットカードでお支払いして納めることができます。(納期限内に納付される分に限りです。)
 ご利用条件がありますので、詳しいことは県税事務所にお問い合わせ下さい。
 ※1台の自動車税の納付につき 1 回

納税者みなさんへのお願い

●個人の事業税の納税には、便利な口座振替制度のご利用を

個人の事業税(定期賦課分)の納税には、金融機関の預金口座から、納期限に自動的に振り替える便利で安全な口座振替制度があります。

口座振替による納税をご希望の方は、お近くの県税事務所に備え付けの口座振替申込書に必要事項を記入の上、取引されている金融機関にお申し出ください。

なお、口座振替ができる金融機関には限りがありますので、県税事務所にお問い合わせください。

●納税貯蓄組合のすすめ

納税貯蓄組合は、税金を納めやすくするため同じ地域の人たちや同じ仕事の人たちが集まってつくる組合です。皆さんが日頃から計画的に納税のための預金をし、定められた納期までに確実に納めることができるように、納税貯蓄組合への加入をおすすめします。

なお、納税貯蓄組合に加入されている方には、次のような利点があります。

- ・納税貯蓄組合預金の利子については、所得税、県民税利子割が課税されません。
- ・組合の業務に関する書類などには、印紙税が課税されません。

延滞金

- 税金は納期限内に納めてください。納期限までに納めない場合、次に掲げる額が延滞金として加算されます。

(納期限後に納付する場合には、次の例により延滞金を計算して本税と併せて納付してください。)

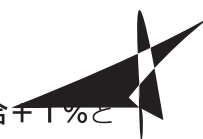
※平成26年1月1日から、延滞金計算の割合が変わりました。

延滞金計算方法

平成26年1月1日からについては下記1を、平成25年12月31日までについては下記2をご覧ください。

税額に年7.3%の割合を乗じて計算した額

ただし、「特例基準割合(※1)」が年7.3%を下回る場合は、その年内は特例基準割合+1%と



2 平成12年1月1日から平成25年12月31日まで

(1) 納期限の翌日から1ヶ月を経過する日まで

税額に年7.3%の割合を乗じて計算した額

ただし、「特例基準割合(※2)」が年7.3%を下回る場合は、その年内は特例基準割合となります。

(※2) 特例基準割合とは、「前年11月30日を経過する時における日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率」+4%の割合です。

よって、年7.3%の割合は、

平成12年1月1日から平成13年12月31日までの間は年4.5%

平成14年1月1日から平成18年12月31日までの間は年4.1%

平成19年1月1日から平成19年12月31日までの間は年4.4%

